

日常生活用具の申請事務フロー

資料 4 - 3	H18.10.5
障害者福祉団体説明会	
千葉県障害者自立支援課	

	手 順	必要なもの	内 容
1	申 請	身体障害者手帳 (療育手帳) (障害者手帳) 用具の見積書 印鑑療育手帳 世帯全員分の税書類	日常生活用具費の支給においては、原則 1 割負担となりますが、市民税所得割額に応じた限度額がありますので、税書類が必要となります。 見積書については、宛名は「千葉市長」宛のもの、金額は対象となる用具の助成上限内のものを作成してもらってください。
2	審 査		
3	支給決定		申請者及び業者宛に支給決定通知・支給券を送付します。 (自己負担額は支給決定通知書・支給券に記載されません。)
4	納品および自己負担額支払い		業者に請求書兼委任状を送りますので、納品の際に記名押印してください。自己負担額の支払い方法については、業者と相談してください。
5	業者が市へ請求		納品及び自己負担額(1割)支払い終了後、業者が千葉県へ公費負担分(9割)を請求します。
6	公費支払い		業者からの請求に基づき、公費負担分を支払います。

以上のことから、既に購入してしまったものに対する助成は出来ませんので、ご注意ください。

希望業者について特に制限はありませんが、以上の流れで取り引きできる業者をお選びください。